

## 6. 項目別検証結果

- ・業者名の「株式会社」は省略
- ・検証会意見で、内部検証結果に対して意見を述べているものがある。

設計関係	検証項目【1】
検証を行う項目	実施設計業務委託の成果は、周南市と協議を行い作成されたのか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部検証結果の「設計者である中国電通技研が主体的に作成している」というのは、表現としては不適切だと思う。「周南市がその意図を明確に設計に反映させていなかった」という表現であるべき。</li> <li>・消防無線設備に接続・利用する方針が、組織としてきちんと決定されていたのかどうかさえ定かでないという事に問題がある。</li> <li>・その仕様書どおりにやったかどうかのチェックがなされてなかつたということ。</li> <li>・工事の方に入って当然それに足りる設計図書であれば、それが、できるような業者を選定したかという課題だけの話であって、行政的に、それぐらいの形でも有りうる。結局中国電通技研にお任せならお任せで良い</li> <li>・市の意思を反映させて作成しなければいけなかつたのかと言ったら、それは別問題で、それが絶対必要だという事はないと思う。というのも、出てきたものに対して市の意思が入らないまま、入札に掛けたのがいけないのではないか。</li> <li>・市の意思が反映されていなかつたという答えをせざるを得ない。それを中国電通技研の責任にするのはおかしい。</li> <li>・文言としては不明であり、市が主体的に実施していなかつた。</li> <li>・意図、方針を確定させてその業務に反映させていなかつた。</li> </ul>
検証会結果	周南市は、協議を行わず、方針・意図を明確にしないまま業務委託を行つた。

設計関係	検証項目【2】
検証を行う項目	実施設計業務委託の成果品は、精査・検収が行われた後に、引き取りされているか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き取っているが検収はしていない。検収とは中身を精査して、その妥当性を検討したうえで引き取るのが検収。書類を引き取っただけだったら、検収ではない。ここの検収のところが問題だ。実質的な、検収はなかつたと判断せざるを得ない。</li> <li>・経済的、通常取引における瑕疵がないかを確認した上で良いというのが検収。</li> <li>・成果品としての引き取り検収は行われていない。</li> <li>・市としてるべき検収をしたのかという評価には達していない。</li> <li>・それを評価するだけの能力が、市に無かった。</li> <li>・三菱電機や中国総合通信局との話はどうなっているかということは、専門家でなくとも聞けるはず。ここの検収のところを、きっちりやってい</li> </ul>

	<p>れば、後のこととは、半分は問題が発生しなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存について中国電通技研が出来ないにしても、市に聞けばいい話であって、市の責任だけではないような気がしている、要は専門の中国電通技研であれば、中国総合通信局が言うことは想像がつくはず。</li> <li>成果物が出たときにチェックしてなかったということしかない</li> <li>行政としては検証と言う意味では、きちんと、1項目、1項目ヒアリングしながら、確認すればよかった。</li> <li>社会一般的に言うと、中国電通技研の責任が大きい</li> <li>市としては要するに、精査検収が行われていないままに、引取りをした。</li> </ul>
検証会結果	<p>①成果品としての引取検収は行われているが、実質的な確認は行われていない。</p> <p>②周南市は中国総合通信局や三菱電機との協議について中国電通技研に対して確認を行うことは可能であった。</p>

設計関係	検証項目【3】
検証を行う項目	実施設計は、既設機器（消防多重無線）との技術的確認が行われて、設計されているか 【13-2 関連】
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施設計に「三菱電機の機能・性能・仕様などの技術的確認が行われた形跡がない」というのか「ない」っていうことぐらいでいいのではないか。悪く言うと市が確認をせずに設計図書を受け取ったと言うことになるのだけど、その設計図書の中に記載がないってことなのか。</li> <li>検証項目については「設計された形跡はない。確認を行われた形跡がない」で良いが、根本的に設計段階で三菱電機に対して、市または中国電通技研が、接続要件を開示させ、三菱電機との請負人の協議の方法や内容について、事前に定めた上で、入札条件とするべきだった。三菱電機とも開示等に対しては契約をするなどの必要であったのではないか。</li> <li>既存設備については当然、市に所有権があるということは、市が協力すれば、確かに三菱電機の秘密事項があるかもしれないが、既存機器の改造部分について把握することは出来たはず。</li> <li>機種が分かっても、中のプロトコルまで分からないと。特別契約をしないと、企業の秘密とかあたりも絡んでくると思う。完全に三菱電機に何も協力をせずに繋ぐことは無理。</li> <li>仮契約をした後に三菱電機に協力を求めようというのはおかしい。前段階で三菱電機ときちんと話をしなければいけない。</li> <li>中国電通技研に対しても、守秘義務事項を開示して、その元で中国電通技研が設計しなければならない。</li> <li>落札者が決まったら秘密保持契約を締結して開示しますというような話を三菱電機とする。日本無線の議会の証言を見たら、「普通に繋がるものだと、そこは、調整されているものだ」と思いましたと。そう言われたら、反論のしようがない。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先に、中国電通技研と三菱電機と市で話し合って、入札条件にするってことは、三菱電機が条件を開示するってことですから、それはまずいかもしれない。</li> <li>・発注前に三菱電機に了解を取っておくべきだと思う。</li> <li>・市が別契約として委託契約か何かわからないけど、その過程でもしかいたら、どこかに責任限界点をつくって、三菱電機に随契で出さないと無理だということがあるかも知れない。一般競争入札であれば、出しますと、三菱電機出しますという義務を課しておかないと、契約後に「三菱とお前のどこで勝手に民・民で話をしなさい」というのは少しおかしかった。</li> </ul> <p>○中々、議論伯仲だが、いいですか。(はい)では、このままでいきましょう。</p>
検証会結果	三菱電機の既設機器（消防多重無線）の機能・性能・仕様などの技術的確認が行われた形跡がない。

設計関係	検証項目【4】
検証を行う項目	特記仕様書に記載された「既設機器製作者の承諾を得ること」は、妥当であったのか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部検証結果のとおりで良いのでは。問題ありますか？</li> <li>・定義がはっきりしてれば、承諾を求めるることは別段不適切ではなかったと思う。不明瞭であるという点が適切さを欠く原因だ。</li> <li>・一般競争入札の設計書の中に「三菱電機の承諾」というのは不適切ではないのかなという感じがする。例えば、三菱電機の触る部分は切り分けて入札のところから外すとの選択肢もなかったのだろうか。承諾というのは難しい。そもそも承諾自体があまり良くないのではないか。</li> <li>・今ここに書いてある通りで、定義云々関係なしにこんなもの入れることが一般的ではないような気がする。</li> <li>・承諾自体は必要なかった。別に承諾はいらない。</li> <li>・要は市の設備に何でわざわざそんな難しいことを。</li> <li>・一定の目的のために作られたシステムに対して、違う目的のシステムを繋ぎこむ場合には承諾というのは有り得るのではないか。本来なら、市が三菱電機に対して、こういうソフトを繋いで問題ないかの業務委託をすることだろうと思う。</li> <li>・承諾というのは、中国電通技研が、自分の責任を回避するため請負人に振った。</li> <li>・お互いに協力してやったら特に問題は起らなかったのではないかと思う。</li> </ul> <p>○それが、結論ということで、文言的にはこのままでいきます。</p>
検証会結果	<p>①「既設機器製作者の承諾を得ること」は定義が不明確であり、発注仕様書に記載することは適切でない。</p> <p>②本来は、設計者である中国電通技研が技術確認を行い発注仕様書に明示すべきである。</p>

設計関係	検証項目【5】
検証を行う項目	設置計画書（案）の作成に関して、中国総合通信局との協議は適切に行われているか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議は1回も行われていない。</li> <li>・これは、まあ、事実関係ですから。</li> </ul> <p>○事実確認でいいですかね。（はい）</p>
検証会結果	業務委託の仕様書には中国総合通信局との協議が明記されているが、協議は行われていない。

設計関係	検証項目【6】
検証を行う項目	防災行政無線施設整備は、なぜ既設消防多重無線を利用して整備するシステムとしたのか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証を行う項目と内部検証結果が対応しているのか。何故、このシステムにしたのかというと問に対して、答えは「経済合理性」ではないのか？結局、市の方針が決めないまま、中国総合通信局との協議がされないまま、なし崩し的に採用されたのではないのかと思う。</li> <li>・消防無線にも影響する可能性があるので、中国総合通信局と良く相談しておかないといけないということでの内部検証結果の記載であろう。何もやってないのだから、内部検証結果の「詳細」はいらない。</li> <li>・要は、中国電通技研が中国総合通信局と消防本部と何も協議せずに設計したということを言いたいということ。</li> <li>・消防無線を必ず使わないとできないという話ではないような気がする。</li> <li>・「なぜ既設消防多重無線を利用して整備するシステムとしたのか」という設問は、中国電通技研が何も中国総合通信局と消防本部とも協議せずに設計したということを言いたい。</li> <li>・基本的には中国電通技研が決めたことで、市としては分かりませということだろう。</li> <li>・でも、親局を消防本部において、既存施設の利用を視野に入れてと言ったのは口頭で言っており、それで、中国電通技研は作っている。</li> <li>・検証会の回答のしかたとすれば、「経済比較において、既存の消防無線施設を利用して、整備するシステムとして決定したが、中国総合通信局や消防本部との協議は行われていなかった。」</li> </ul> <p>○今の意見でいいですか。（はい）</p>
検証会結果	経済比較において、既存の消防無線施設を利用して、整備するシステムとしたが、中国総合通信局や消防本部との協議は行われていなかった。

設計関係	検証項目【7】
検証を行う項目	消防無線のデジタル化への移行を認識・検討した上で、実施設計は作成されていたのか

検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図書が、完成品でないかとは言わないけれど、本当にチェックされていなかった。意図とチェックされていなかったというのが明確になった。</li> <li>・どこと協議すべきであったかということが整理されていない。</li> <li>・消防本部と既存の部分について、支障なければいいわけだけど、消防本部と、最後瞬断するとか、無線が切れるとかについて、設計図書の中に、反映されていれば、何ら問題はない。</li> <li>・この仕様書を作るについては、当然すべきだが、当然そこは、やらなければ出来ないはず。</li> <li>・当然やるべきだ。設計の段階でも接続できると分かってなければ設計書ではない。</li> <li>・既存の設備触るのに一度も打ち合わせをしてなくて、それは、考えられない。</li> <li>・中国電通技研との実施設計業務委託化様書に「必要に応じ随时協議を行うものとする。また、中国総合通信局との協議についても、必要に応じ実施するものとする。」とあるが、当然消防本部も含んでいる。</li> </ul>
検証会結果	実施設計を作成するにあたり、デジタル化への移行に関して、中国電通技研は消防本部との協議を行っていない。

入札関係	検証項目【8】
検証を行う項目	平成 22 年度の 4 月に入って、時間的余裕が無い中で、なぜ発注業務を急いだのか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特記仕様書に「平成 22 年 7 月上旬に 1 から 3 本建て、23 年 7 月までに 30 本程度試験運用」ということで、急がなければならぬことだが、許可によっては変更がある。</li> <li>・前市長は市長で政治家ですから、自分の施策を反映させるために、ある程度、強固に市民の安心安全のためにやるというということは、内部検証結果の「強固な指示による」の強固を除ければ、前市長の早期発注の指示といえば、一般的に聞こえる。</li> <li>・特記仕様書を作ったのは中国電通技研。それが急ぐ理由ではない。前市長の指示かもしれないが。</li> <li>・前市長は、早くやらなければ梅雨時期になるというのもあったのか、前市長の発言に悪意はなかったと思う。</li> <li>・その許可が得られる見通しがはっきりしない段階で、かつ、仕様が変更になる可能すら有りうる。その場合は、責任はどっちにあるのかという後の問題が出てくるのかも知れないが、入札を先にして、価格の中でやれというのか、別の増加要因になるのか分からぬが、それに対しては対応すべきである。</li> <li>・専門業者なら、1ヶ月もあれば出来ないような話ではない。発注後に、市の指示で日本無線にやらせても良いわけで。その代わり、その部分の対価を入札の中に入れて、中国電通技研は契約が切れてしまったので今</li> </ul>

	<p>度は日本無線にすれば良いという話で、問題はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特記仕様書に書いてある7月っていうのは、ここに入れないと分からな い。「特記仕様書に記載の7月上旬試験運用」という記載をする。</li> <li>・「早くつくりたかった」というのも入れる。</li> </ul> <p>○今のきっちり入れるということで、いいですか。（はい）</p>
検証会結果	前市長の早期発注の意向に加え、特記仕様書に「平成22年7月上旬頃までに屋外拡声子局の設置」という記載があったため。

入札関係	検証項目【9】
検証を行う項目	公告において、通常資格条件としない第1級陸上無線技術士を、なぜ条件に付したのか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作とか試験とかの運用上の免許なので、製造者には本来、第1級陸上無線技術士は必要ない。無線の認可をおろすのに資格者でないと。運用上はできないけど、つくる上では必要ないと思う。</li> <li>・ランク下を選んだら問題あるけど、ランクの上って言うのは能力があるのだから、安心安全という意味では資格の高い会社を選んだのはより良い。ただ、公平性という意味でどうかという問題はあるけれど、安心安全を選んだ。</li> </ul> <p>○ここは、「本来は」をのけて、以下そのままでいいのではないかという のは各委員の意見ですがいいですか？（はい）</p>
検証会結果	元請けについては第1級陸上特殊無線技士で資格要件を満たしているが、前市長の指示で、第1級陸上無線技術士を義務付けた。 入札後の共同企業体を構成する地元業者についても、同等の資格を義務付けた。

入札関係	検証項目【10】
検証を行う項目	特記仕様書の「地元業者の活用」に関して、なぜ事後の共同企業体の活用を明示したのか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事後の共同企業体」という言葉自体がおかしい</li> <li>・特記仕様書に書いてある共同企業体は、通常の共同企業体なのか、共同企業体類似の下請け団体か、施工団体ということを指しているのか、つまり、契約上、事後の共同企業体は有り得ない。だとするとこれは一 何を意味するのか。前市長の指示は良いと思うが、前市長の指示、ただし契約上問題を生じると、実際には。ただ、地元業者の活用、密接な協力関係による活用という趣旨であれば、おかしくないのかな。</li> <li>・できないことを前市長が求めたという・・・</li> <li>・内部検証結果のままで、いいのでは。</li> </ul>
検証会結果	通常、入札後の共同企業体の活用は求めないが、前市長の指示により活用を明示した。

人札関係	検証項目【1】
検証を行う項目	<p>実施設計においては、既設消防無線の回線停止とバックアップについては、どう計画されていたのか 【27 関連】</p>
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップについて、市は当初認識していたかどうかについては、認識していなかったのではないか。</li> <li>・バックアップについて、工事設計書の諸経費の中に含まれるということがあるのですか。バックアップについて、設計図書に明確なものがないと、積算のしようがない。だから、諸経費に入っているというけれど、基本的にバックアップというようなものについては、具体的に設計図書に入れて積算するのが通常だろう。だから、そこがないって、内部検証結果の①で書いて、その②で諸経費の中に入っているというのは矛盾する。</li> <li>・内部検証結果の①だけで、②は削除した方が。</li> <li>・諸経費にしたって、共通経費にしたって、積算根拠があるはず。本当は具体的にどういうものが入って諸経費なのですよ。その率は何となっているはず。だから、内部検証結果の②は、ちょっと無理がある。</li> <li>・費用としては、企業の努力としてやるべきだろうという気はするが、設計が甘いと言えば甘い。こう書いてしまうと何か責任逃れのような気がするので、分かってなかったのに分かっていたように「諸経費の中に含まれているものと解釈する」というのは違う。</li> <li>・回線停止じゃなくてバックアップに関する具体的な対応手法について明確な記載がない。</li> <li>・改造・改修とあるから、一時的にその機械を止めないといけないということはあるかも知れないので、その時のバックアップとして、書かれたと思うのだけど、網同期というのはどの位止まるかというのは、メーカーでないと分らなかつたことだと思うのだが、それも含めてではないかと思う。だから、改造とか改修とかいう文言が入る時点で一時期止めないといけないだろうな。</li> <li>・消防無線として、バックアップというものは本来必要なものではないのか。工事とは関係なしに、保守とか機械を点検したりする時に止めたりするということはないのか。</li> <li>・バックアップの必要性については、日本無線側が気付いたわけで、それについては、予め示された指示とは違うという考え方だから、それについて、市としてどうしますかという相談に対して返答がなかったというようなことを、解約の理由として述べている。</li> <li>・何で工事が止まったのかというのを検証する。ここは、この事実だったと。ただ、内部検証結果の②番は削除した方が良いですね。</li> </ul> <p>○内部検証結果の①はそのままで、②を削除するということで。</p>
検証会結果	実施設計の設計図及び特記仕様書には、回線停止とバックアップについて、既設消防無線の具体的な対応手法について明確な記載がない。

入札関係	検証項目【1 2】
検証を行う項目	検証項目【1 3 - 1】
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本無線の落札に対して、三菱電機から異議申立が出たということで、落札した日本無線から聞くことは、何でおかしいのか。異議申立をした当事者から聞くことは当然だが、相手方である日本無線から聞くのがおかしいと言うのがよく分からない。「三菱電機からこんなのが出ているけど実際これはどうなの。」ということでのヒアリング。</li> <li>・結論として、低入札審議での事実確認再調査の実施を要望した。日本無線に1回聞いているので、必要なかったではないか、とも言えるし、でも三菱電機に聞いたから何故いけないのかなと思う。</li> <li>・内部検証結果の中で、「強い口調で聞き取りをした」と言うのは違和感があるのではないか。</li> <li>・それは、検証会として認定をしようがない。</li> <li>・前市長自らが出すことはどうなのか。トップだから出てはいけないとはいえないけれど。通常はないのではないか。ここは、前市長自らが内部検証結果の②をやったことが重要ではないのか。イレギラーなのは、前市長自らが出て、ヒアリングをしたことが、関係者を緊張させたと言うことではないのか。このへんから、日本無線も構えるような形になった始まりかもしれない。そういう面において、ここは非常に起点になるのではないか。</li> <li>・ここで評価するには。まあ政治的背景もある。</li> <li>・何故、契約が止まつたことには直接的には関係ないので、この程度で良いと思う。</li> </ul>
検証会結果	三菱電機からの異議申立のヒアリングにもかかわらず、前市長自らが、日本無線に対して低入札価格調査のヒアリングを行った。

入札関係	検証項目【1 3 - 1】
検証を行う項目	検証項目【1 2】
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請け予定人＝市内業者</li> <li>・客観的に、この内部検証資料の内容が事実なら、この内容で良いのではないですかね。</li> </ul>
検証会結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>①三菱電機からの異議申立は、情報開示していない低入札価格調査が根拠と思われる。</li> <li>②日本無線に対し、下請予定人については絶対に認められない旨の発言があった。</li> </ul>

入札関係	検証項目【13-2】
検証を行う項目	一般競争入札は適切で、技術的担保はなされていたのか 【3関連】
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札が適用できないということはないのだから。やり方の問題だけ。</li> <li>・一般競争入札をやるって言うのは原則です</li> <li>・部分的には随意契約もあったのではないか。三菱電機と事前協議をされて出してくれれば、一般競争入札で良かった。</li> <li>・結局、技術的担保がされていなかったので、技術的担保をした上で、一般競争入札ならば適性だった。</li> <li>・事前の既存の部分についての協議がされておれば一般競争入札ができる。新設のところが全くなくて、既存のところを触るのであれば、随意契約もありうる。</li> </ul> <p>○今の意見が整理できれば、一般競争入札でいいのではないのという記載。その辺りを書いて、原案どおりとする</p>
検証会結果	当工事に関して、一般競争入札を行うことについては不適切とまでは言えないが、既設部分の技術的担保が明確にされたうえでの一般競争入札が望ましい。

契約関係	検証項目【14】
検証を行う項目	仮契約の通知において、なぜ確約書・誓約書を求めたのか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前市長の指示というのは口頭ですね。</li> <li>・通常必要性が認められないということは、下請予定者と何ら契約関係はない業者から何か確約書を出させるということ自体が不相当だった。民間の契約条件になつていなかつたものを仮契約するときに出させることに違和感がある。誓約書は低価格入札だからちゃんとやりますというのでいい。</li> <li>・わざわざ確約書を取らなくても、当然、三菱電機しかできない。前市長の指示で通常必要の認められない確約書の提出を求めた。「通常はやってない確約書の提出を求めた」というのは妥当。</li> <li>・最終的な契約審査会を通っているのであれば、決定自体は契約審査会になるのではないかと。それをどういう風に表現するか。</li> <li>・誓約書については低入札価格を踏まえ通常要求するものであり、これは要求したことは相当である。確約書については、通常工事を確立するために前市長の指示で契約審査会を経て、提出を求めたが、通常要求しない文書であること、下請予定者から書面をとるという2点において、不相当・不適当であった。</li> <li>・下請にも入っていない者から確約書をとることが、混乱した大きな原因だ。確約書を要求した妥当性を評価しないと、製作者の承諾と一緒に全体が見えなくなる恐れがある。入札のときに三菱電機から確約書をとることが条件になってないのに、仮契約のときにいきなり出せと言うのは、フェアで</li> </ul>

	<p>はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流れとして、行政のトップとして、前市長がその確約書を念のためにとれと指示をしたのは在りうると思う。パート・パートを見るとなんで確約書を求めたかとなるけど、流れとしてはそんなに違和感はない</li> <li>・大元の原因はやっぱり設計のコンセプトにある。この確約書とか製作者の承諾を、着工前に求めてなければ工事はできたのではないか。市側・前市長側の動機としてどうだったのかっていうのは問題になるのかもしれないけど、製作者の承諾を得るとか、三菱電機の承諾を得て作ることは、工期・納期までに調整して納めれば、結構長い時間あるわけですから、出来たのではないか。</li> <li>・三菱電機から確約書を提出させるのは難しかった。というのは、設計の段階で、市から三菱電機のほうに協力を依頼するという前段階があれば、こんな必要はなかった。もちろん日本無線が持って来てくれれば、一番良いが、そこまで指示することは難しかった。</li> <li>・下請届を出すタイミングでも良かった。下請届は当然、下請との下請契約が成立した上でないと出せない中で、まだ仮契約の段階においてやるのは多少無理があった。</li> <li>・下請契約を締結した後の提出を求めるのであれば、良かったのか。</li> <li>・誓約書については低入札であるから必要性は認められるが、確約書についてはこの段階では必要性はなく認められない。</li> <li>・認められない中で前市長の指示の中で求めた。</li> <li>・三菱電機から見ても日本無線がどんなものを作るので分からぬから、技術的には出しようがなかったのか？</li> <li>・仮契約の段階では非常に難しい。とる前にいくらか決まることは通常ないから、このタイミングではちょっと難しかった。</li> <li>・多分、その前だから出せということに意味がある。その時点で出せと言ったことは必要性がない、不適切だとしないと、ことの本質を得ないし、意味をもたない。時期的なものとして、その下請契約も締結されてない段階で求める必要性はなかった。前市長の指示というのが入ると、なんか文章がおかしくなる。</li> <li>・仮契約の時点で、必要性のない確約書を求めたのは、適切ではない。万全を期すために求めたけど時期的には不適切。現状では必要ない。</li> <li>・確約書を求めた理由は、確実な施工と運用に支障をきたさないという目的で適切。目的自体は適切と認められるが、その下請契約も未だ締結されてない段階で、その提出を求めたことは不必要であったと判断される</li> </ul>
検証会結果	誓約書を求めるについてには、低価格入札であることから妥当であるが、確約書については、仮契約の段階では必要性がなく、求めたことは不適切であった。

契約関係	検証項目【15】
検証を行う項目	工事請負契約の締結通知の中でなぜ①製作者の承諾②仕様変更・金額変更是容認しないことの2点の履行を求めたのか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製作者の承諾が納品までに要ることは間違いない。ある意味、政治的に必要だと考えたから、契約条件にするのだという通知という方法であれば、別段そんなに、まずくなかったのか。ただ8月末というのはまずい。</li> <li>・ 設計段階では、工期に遅れを生じることになるので、やはり早い段階で協議する必要はあったとは思う。しかし、契約の条件になるかについては、出来ないという程の条件にはならない。技術的には可能なことだし、それが確約の有無については、その時点で、契約の条件として適切かどうかと言うと、そうでもないのではないか。</li> <li>・ 必要はないが、別に念押ししてもおかしくない。ただ8月末で切るのは必ずしも適切ではなかった。三菱電機が下請けに入らなくても製作者の承諾は必要だ。そういう条件だから、下請けに入ることと全部が確約書の承諾、全部混同しているが、基本的に考えたらこれは別々の話だ</li> <li>・ 7月の契約を締結するときには、タイミング的には早すぎる。ただ文章的には、「本来は付す必要が認められない」というのが強すぎる。</li> <li>・ 三菱電機の異議を受けて、前市長が7月20日の定例会本会議における答弁に基づいて出された通知で、その目的というのは、計画の確実な履行を確認し工事を進めるためで、必ずしも不当、不当というかまあ目的は適当と思われるが、製作者の承諾を8月末を期限としたこと自体は、まあ契約条項にもなく、時期的にも早すぎた。</li> <li>・ 政治スタンスとしては、積極的にこの事業を進めるために、前市長としては、議会で答弁することは、年に何度もある訳ではないので、このタイミングで申し述べたことには、違和感があるものではない。</li> <li>・ 前市長が、市としてのスタンスを政治的に出すことは、我々がとやかく言うことではないが、問題は、8月末とか、職員さんが抵抗された契約条件を後出しでやるとか、そういう相手方があることまで政治的なスタンスを理由にやることは、不適当。</li> <li>・ こういう文書を出したことは、下請け契約がならない1つの理由。必ずしも必要が認められないものを前市長が求めた。</li> <li>・ 前市長の意図は接続確認だとしても、文書は製作者の承諾を得ることなので、そこは変わらない。きっかけが何であれ、前市長名で出ている。混同が始まったということまで書き込むのかどうか。</li> <li>・ 三菱電機が責任を持つところは、インターフェイスまでで、インターフェイスが技術的に上手く動くように協力するというところまでしか責任範囲はきてない。防災無線として働くまでは、責任範囲ではない。</li> <li>・ 設計書の時点で、流れが分かっていれば、承諾についてはなかった。設計する人が確認して、ここはこういう風にすれば繋がるっていうものを持っていたれば、その承諾がなければ動かないってこともない。</li> <li>・ 意見は変わらない。8月末というのがちょっと早すぎた。（「8月末をどっ</li> </ul>

	<p>かに入れると」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この時期に求めることは、無理があるにも拘らず求めた。</li> <li>・8月末では早すぎる。</li> </ul>
検証会結果	<p>①締結通知の中で前市長の指示により、下請け契約前の段階で、必ずしも必要が認められない「①製作者の承諾②仕様変更、金額変更は容認しないこと」を付帯事項として求めた。</p> <p>②「製作者の承諾」の期限を、8月末までとしたことは、入札条件にもなく、時期的にも早すぎた。</p>

契約関係	検証項目【16】
検証を行う項目	日本無線からの合意解約の申し出について、なぜ周南市は同意しなかったのか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的な市の考え方として、市の基本計画というか総合計画の中で、市民に安心安全を伝えるという意味で、この工事が是非とも必要なことであり、履行途中だから今から工事が無事に進めば、目的に叶う。</li> <li>・基本的には、契約条項の解釈の問題だろうし、ここに書かれている内部検証結果について特段異議はない。</li> <li>・まだ可能であると考えていたことを入れる。契約条項も合意解除に該当しないというのを入れる。</li> <li>・契約条項の解約理由にはあたらない。内部検証結果の③の内容は、それほどではない気がする。</li> <li>・事実関係ということで</li> </ul>
検証会結果	<p>①契約の履行途中であり、中国総合通信局との協議の上で、今後の契約の履行は可能であると、周南市は考えていた。</p> <p>②年度区分における納期は履行条件ではない。合意解約に該当する契約条項もない。</p> <p>③日本無線に対して、今後のスケジュール・施工計画・工程の提出要求を行ったが、具体的な提出はされていない。</p> <p>④三菱電機との下請け届も提出されていない。</p>

契約関係	検証項目【17】
検証を行う項目	「製作者の承諾」の意味に関して、周南市の見解・認識は一貫しているのか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム全体より技術的確認のほうのが逆に延びている。</li> <li>・日本無線の三菱電機に対する問合わせの回答が非常に遅いという印象。やはり下請け契約が先に必要なのではないか。技術的には繋げようと思えば繋がるはず。下請契約をしないから出来ないのでないのではないか。繋がらなければ、中国電通技研の市側の責任。請負業者の責任ではない。だから、契約を先にして、そのあと技術的に詰めていけばいい話。</li> <li>・本当の意味で前市長の意図は違ったのかも知れないが、繋がらないと設計図書そのものの問題で発注者の問題になる。</li> </ul>

- ・特記仕様書上の「製作所の承諾」は納品までに得ればいいという客観的な解釈である。「製作者の承諾」というものについての職員サイドの見解は必ずしも変遷していないようだ。前市長と市職員を一体として考えると困難が見られる。特に「接続確認・確約書・製作者の承諾」のそれぞれの定義が不明瞭になっている。求めたのは製作者の承諾か、接続確認か、何を求めたのか混同している。下請届を求めるのではないか。何を求めるのか。
- ・市の職員が積極的に工程管理なんかもを含め、現場監督員としてリードしなければならなかった。
- ・一義的には、中国電通技研がきちんと設計をしていればこんな混乱はなかった。中国電通技研があんな設計でも請負者がしっかり三菱電機と話しをすればこんなことにはならなかつた。しかし、この検証会の目的との関係で言えば、やはり市がきちんと管理していれば、こんなことにはならなかつたのではないか。法的責任か損害賠償・瑕疵相殺されるのかというようなことは別にして、行政のあり方としてやっぱり監督不行き届きだった。
- ・市は一貫としてあるが、本当の意味で、求める努力をしたのか。
- ・自主的に工程管理をしている部署がないでいいのかな。結果として技術確認自体に時間がかかった。技術確認をした上で下請契約をして、進めばそんなにかかる話しではない。
- ・前市長と市を一体として見た時は、概念の混乱があって一貫していないということ。
- ・職員と前市長との見解の相違もあり相当期間を要した？
- ・事実関係として、担当部局としては製作者の承諾の前提となる技術的な確認を日本無線に求めていたが、時間がかかっているが、11月2日以降、前市長の発言もあり混乱に拍車をかけた。
- ・前市長は、製作者の承諾と接続確認は一緒だと思っていたのではないか。つまりインターフェイスが繋がれば、当然全体も動くはずだ。事務局側は、分けていたのかもしれないが、前市長がその辺分かってなかつたのでは。
- ・製作者の承諾の意味に関して市の見解の認識は一貫して求めたが、相当期間を要したのでなくて出てこなかつた？
- ・日本無線の契約解除の一つの理由なので非常に微妙な問題だけど、市が日本無線に確認として出してくれと言ったのは技術的な接続確認で、最終的に確認済みとして出てきた。その後、前市長が、これでは不十分で、システム全体の確認を三菱電機から持ってこいと言われた。それは、日本無線からすれば契約解除しかないくらい「一貫していない」と見られている所というのはそこではないか。技術的な確認は、それほど時間を要するものではないが、それでも相当時間がかかっているのに、今度は確認してきたら、更に高度な上の次元の確認を貰って来いと言われて、途方にくれているような感がある。この一貫性があるのかというのはそこが問題。
- ・内部検証結果にある「一貫」は、前市長の発言まで含めると、果たして一貫しているのか。
- ・職員と前市長の見解の食い違いもあり、製作者の承諾の意味に関しては一

	<p>貫性を欠いた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の管理に問題があつて、市の職員の監督不行き届きであった。それと前市長を含めた市当局内の見解の相違もあり、相当期間要したのも一因である。11月2日以降、前市長の発言等で混乱を招いたと。</li> </ul> <p>○ここは、非常に結局結論が出なくて、両者不信感を招いた内容だからこれぐらい書いてもいいかも知れない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その方がいい。しっかり書いたほうが良い。</li> </ul>
検証会結果	<p>①周南市は、製作者の承諾並びにその前提となる技術的な確認を日本無線に求めてきたが、日本無線は三菱電機との協議・調整に相当期間を要した。</p> <p>②「製作者の承諾」の意味に関しては、周南市職員と前市長の見解の相違があった。</p> <p>③11月2日に前市長より「システム全体として繋がることが必要である」との発言があり、混乱に拍車をかけた。</p>

契約関係	検証項目【18】
検証を行う項目	平成22年度～平成23年度の契約工期における、平成22年度分出来高の遅延に関して、周南市はどのように対応したのか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約者の甲乙が、遅れたことについては責任を持つというのが契約の主だと思うのですよね。「請負者の責に帰するものである」というのは他にも根拠があるのか。</li> <li>・契約約款に「上記の工事について発注者市と請負者日本無線中国支店とは各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって受け契約を締結し審議にしたがって、誠実にこれを履行する」とある。これからすれば、当然請負者だけの責任ではないということ。工期の延伸とか、例えば重要な変更とか、お互いに責任があるというのが契約事項である。市の監督責任者、主任技術者が、適切に出来高、工期について指導している事実があれば、日本無線が悪いのだが、承諾との問題が色々出て、なされた形跡が無いという事実から言うと市がリードすべきであった。</li> <li>・承諾書とか接続確認とかの問題にとらわれて、本来置るべきスケジュールがこなされてなかった。</li> <li>・特記仕様書の関係機関との協議・調整で「中国総合通信局及び各種関係機関との協議・調整が生じた場合は甲乙協議の上調整する」とある。免許を得る責任は、市と日本無線に同等の責任があったのではないか。その時点まだ免許が下りていないので、その面においても、請負者が責に帰するとは法的にはならない。</li> <li>・請負者の責に帰すると考え、平成22年11月30日まで、工期・納期を遵守するよう最終的に指示を行つたが、本来的には市も工期を遵守できるようにリードすべきであった。</li> <li>・管理が不十分であった。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部検証結果の②については、「一切協議に応じなかったのは、適当とはいえないかった。」</li> </ul> <p>○「適当とはいえないかった」ということで</p>
検証会結果	<p>①平成 22 年度出来高分の遅延の要因は請負者の責に帰するものであることから、平成 22 年 11 月 30 日に、工期・納期を遵守するよう最終的に指示を行った。</p> <p>②周南市は、本来請負者が工期を遵守できるよう工期・納期の管理をすべきであった。</p> <p>③前市長は平成 22 年 12 月 15 日に日本無線に対して「指示を出しているので協議はできない」と一切の協議に応じなかったのは適切ではなかった。</p>

契約関係	検証項目【19】
検証を行う項目	周南市が行った契約解除手続きは、どういった方針・協議に基づいて行われたのか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証結果に条文を入れたほうが良い。</li> <li>・契約約款第 42 条第 1 項第 2 号第 4 号第 5 号、第 44 条の規定によらないで日本無線が契約の解除を申し出たから第 44 条それを理由に第 42 条第 1 項第 5 号で解除。</li> </ul> <p>○今の条文どおり書くということで、いいですかね。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約約款に基いて行い、契約約款第 42 条第 1 項第 2 号第 4 号第 5 号と書く。</li> </ul>
検証会結果	契約解除通知手続きは、契約約款（第 42 条第 1 項第 2 号・第 4 号・第 5 号）に基づき行われた。

工事監理	検証項目【20】
検証を行う項目	既設機器製作業者である三菱電機と日本無線の協議に、周南市はどう連携・調整したのか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何故出来なかつたのか理由があれば良い。</li> <li>・設計段階、あるいは発注前段階で三菱電機と協議・調整すべきであったという視点を入れても良いではないのか。さらに、さかのぼれば分離発注すべきであったのではないかと。</li> <li>・これは、大きな話だけど、前市長から「民・民だから関わってはいけない」というのがあった。</li> <li>・この内容は、当然契約した後ですよね。</li> <li>・三菱電機が、下請け予定者であれば、民・民の話だが、この設問は、既設機器製作業者なので、既設機器製作業者との関係は、中国電通技研が入っていないので、市が引き合せないといけなかつた。</li> <li>・前市長から、民・民のことであり関わってはならないとの指示により調整しなかつた。民・民であると考え、調整しなかつたことが問題であつた。</li> </ul>

検証会結果	既設機器製作者の三菱電機と日本無線との協議は、本来消防本部と連携し周南市全体で調整を行う必要があるが、前市長の「そのことは民・民の問題であるので関わってはならない」との指示があり、あえて調整しなかつたのは問題である。
-------	--

工事監理	検証項目【21】
検証を行う項目	既設消防無線と日本無線の機器との接続確認は、どのように行われたのか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製作者の承諾のところと同じで、当初、接続確認は、市側から求めたものではなかったじゃなかったのではないか。日本無線が言ってきたというのが先ほどあった。「製作者の承諾」は特記仕様書にあり、「確約書」は前市長が指示しているが、「接続確認」は、何か今…どっから出てきたのか分からぬ。</li> <li>・接続確認の解釈に幅があるというものではない。</li> <li>・内部検証結果の①は、必要か。</li> <li>・これは日本無線が言い出したことで前市長の発言は関係ない。</li> <li>・内部検証結果の①は除けるということで。これは日本無線が、当時これは三菱電機との調整に不足の用を達したため、不足の時間を要したために遅れたということですかね。それ入れたほうが良いのではない。</li> </ul>
検証会結果	日本無線が当初早急に提出するとされた技術的な確認書について、三菱電機との調整に相当期間を要したため、遅れた(平成22年12月10日提出)

工事監理	検証項目【22】
検証を行う項目	設置計画書（案）に関する、中国総合通信局からの指摘事項について、協議・調整はどのように行われたのか 【26 関連】
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部検証結果の①は、設計段階において設置計画案が作成されるべきものが、作成されていなかったということが問題。②は、前市長自ら中国総合通信局と協議するという旨の発言を、そのまま事務担当者も傍観して、手続きを放置したっていうことが問題。計画案ができないから③は、計画案そのものが確定していないため、日本無線は機器の製作発注ができなかった。④は何とも言えない。これはそこまでの段階ではないような気がする。この時点かいつかの時点で、出来なかつた時に、市は責任をもって事業計画案そのものが、中国総合通信局から仮免許をもらわないと仕事はできないので、それをやるべきことをやっていない。これは大きな問題だ。申請者は市だから。やってもらうというのが特記仕様書にあったとしても。当然、事業計画案についての国との手続きは市が全面に出てやるというのが基本。これは行政の基本だ。これはここに書かないといけない。</li> <li>・内部検証結果の④にある「責任転嫁」という表現はどうかなとは思うが概ね良い。ただ、①②④の時系列の関係が、①は中国電通技研がやる、②は市がやる、③は日本無線がやる、文章として変な感じ。中国電通</li> </ul>

技研が設計したという話もあったが、法的な観点で言うと、最初の検収の話に戻るが、検収によって免責されている可能性があるのではないか。瑕疵担保責任が問うるほどの内容なのかどうかは微妙。

- ・内部検証結果の①は当然、検収した段階で確認を怠ったということ。
- ・内部検証結果の①は事実としてはこのとおりだが、中国電通技研に義務があったのかっていうと。
- ・契約事項として検収すれば、市は成果品を預いているわけだから、ここに中国電通技研をあげるなら、市もそのまま検収したということの事實を内部検証結果の①には入れるべきだ。
- ・事実関係だけそのまま出すか。
- ・内部検証結果の②は、前市長が、「自分が自らする」「中国総合通信局は私がやります」という文言をきっちり入れたらどうか。それで中斷したと。これは設置計画案を遅延する大きな理由、原因になった。原因の一つと考えられるという書き方か。しかし、「私がやります」というのは市がやるということだと思う。売り言葉に買い言葉なのに、市が動かなかった。前市長個人がやると思って職員が動かなかつた。この②に、前市長の言葉を入れるかどうかは別として、前市長協議の中で市がやると言ひながら動かなかつた。進まなかつたというそんなことで。③は、中国総合通信局への設置計画書が確定しないため、機器の発注ができなかつた。条件が整わなかつた。そこに主語をつける。
- ・内部検証結果の④は、日本無線は契約後、指摘事項については当初は自社で行うこととしていたが、②の前市長の発言もあったためか、途中から市が行うべきという見解に変わっていったではどうか。
- ・そこまでは読めなかつた。
- ・契約書上は当初、中国総合通信局との協議、計画書の提出は日本無線の責任だった。それが前市長の発言で変わったのか、変わっていないのかという。日本無線は、前市長との発言によって、通信局との協議は市の責任に変わったのだということを言う可能性があるのだと思う。法定の場では、そこは通る可能性があるのか、ないのかが気になる。
- ・ということは、特記仕様書に基づき設置計画案は日本無線が作成するものであったが、いつかの時点が契機となって、意見が変わって市に責任転嫁したことか。
- ・責任を転嫁したということは。でもこれがないと、できないと分かっていながら、この実施計画案ができない限りは工事が進まないとわかっているながら、・・・。
- ・話の途中で前市長の「私が対応しますから」との発言から変わった
- ・責任転嫁をしていると表現できるものなのか、それとも発注者として市が、決めなければいけないものだったのか。中国電通技研も決められない。市が主体的に決めなければいけないことは、責任転嫁ではないという話し。日本無線がやれることはやる。
- ・日本無線が何故解除を申し出たかは、11月2日に前市長が「納期に間

	<p>に合わなかつたらどうするのだ。」のが 1 点と、もう 1 点は、免許の話しだったか、中国総合通信局との問題が解決しないと機器の手配が出来ないと書くか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その意味で言えば、前市長発言の契機として、中国総合通信局と防災行政無線とは市が行うべきものだったということだ。</li> <li>・「前市長の発言を受け、」を入れる。</li> </ul>
検証会結果	<p>①前市長自ら「中国総合通信局は私がやります」との発言があり、指摘事項の修正が中断した。</p> <p>②設置計画書（案）そのものが確定していないため、機器の発注条件が整わず、日本無線は三菱電機に発注ができなかった。</p> <p>③日本無線は、当初指摘事項については、特記仕様書（第 1 章総則 1 - 4 諸手続）の記載に基づき自社で行うとしていたが、11月2日の前市長発言もあり、途中から周南市が行うべきという見解に変わってきた。</p>

工事監理	検証項目【23】
検証を行う項目	前市長はなぜ、「システム全体で繋がる必要がある」とし、「消防無線を含めたシステム全体の確約書の提出」を求めたのか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部検証結果の②は、理由になっていない。</li> <li>・前市長が求めた理由は、おそらくきちんとした施工が出来るようにということだと思うが、前市長が接続確認とシステム全体の接続の問題を並行しての承諾やるか、役所がやるかというのをどこまで理解して発言をしているか不明だ。</li> <li>・内部検証結果の①は、確認書の意図は不明であったが、前市長からの提案の壁がだんだん高くなつて、日本無線はこの工事の困難性を再認識した。②は、7月に契約しているが、まだ確約書がどうのこうのというようなことより、仕様の工事監理はどうなつているのかということを考えれば、当然、日本無線だけに責任があることではない。</li> <li>・前市長は、最初からシステム全体は問題なく繋がることを言つたかったのではないか。職員との認識の差が表面化しなかつただけで、製作者の承諾については特記仕様書にあり、これは職員と日本無線は認識が一致していた。日本無線は、次第にハードルが高くなつていると感じただろうし、市の職員はそう思つているのかも知れないが、前市長は違つたのではないかと感じている。前市長は「製作者の承諾」は良く分かってなかつた。</li> <li>・下請け予定者である三菱電機に確約書の提出を求めるることは、そもそも困難であった。日本無線にも責任があると言うのは違う。</li> <li>・人々、無理があることを書くべきではないか。下請けである三菱電機から、なぜ確約書を取らないといけないのかと思う。</li> <li>・内部検証結果の②については、そもそも計画書案ができないことには契約に繋がっていない話しの中での、・・・、ということで②は除くということ（了解）</li> </ul>

検証会結果	<p>①システム全体の確認書の提出は、直接前市長から日本無線に対して新たに求めたものであったが、その意図は不明であり、確認書の提出を求ることは不適切であった。</p> <p>②1月2日の、日本無線と前市長の協議における前市長の発言で、日本無線としては、今回の工事の困難性が増した。</p>
-------	--

工事監理	検証項目【24】
検証を行う項目	日本無線からの提案構成（案1）に関して、周南市はどう対応したのか
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計がどうなのかと言う問題は有ると思うが、特に、問題はない。</li> <li>・発注者が理解しない案の1と言うのはありえない</li> <li>・技術的には変わらないけど、金額など変わるので、いわゆる入札時には、仕様変更に該当すると判断した。案1を示したことによって、指摘はすんでいると、指摘したのに適切な措置を取らなかつたのは、市の落ち度というどこが大きい。</li> <li>・市側としては、よりいい方法があったのだから、ちゃんと協議してそれを証明すべきだった。市は、なぜ協議しなかったのか、そうするべきでなかったのか、それが妥当だったのかという話で、そうすると、契約約款と契約書における、契約の変更条項に照らして、協議に応じ、その変更を・・・して、まあ、義務があった・・・して、協議しなかったのか。それで、・・・特記仕様書と契約約款に照らして本件においては、承諾する必要はなかつた。だから一貫して・・・を求めた。</li> <li>(市としては、理由があつて案1を容認できなかつたというのを入れるべき、という主旨)</li> <li>・契約約款と特記仕様書に照らして、こういう内容ではなかつたと。</li> <li>・客観的な考察のところで、これが契約条項の根拠を出していけば良い。</li> </ul>
検証会結果	<p>提案構成（案1）については、低価格入札であり、入札制度を維持し公平性を保つため、日本無線より提出された誓約書に従い、当初設計通り施工するよう指示した。</p> <p>特記仕様書においても、設計変更が認められる場合として、第1章1－11 設計変更（1）の規定により「監督官庁の許認可等に起因するもの」が記載されている。</p>

工事監理	検証項目【25】
検証を行う項目	今回の防災行政無線施設整備工事は、専門家による工事監理をすべきだったのではないか
検証会意見	<p>(委託を考えたが、結局出来なかつたという主旨の意見)</p> <p>(必ずしも委託する必要はなかつたのでは、今後の課題としてとらえては、という主旨の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回はもう検討していたので、検討したけれども委託しなかつた、できなかつた、しなかつたくらいでもいいのではないか。内容的には、市民の生命財産に重大に関わるものなので、たとえば手抜き工事で、・・・等で音声</li> </ul>

	が出ない、そういうことがあっても困るので、金額が大きいと言うことはありますけど、技術的には・・・だろうと思う。この件に関しては、検討しておられた。 (最終的には、内部検証の検証結果でよいのでは、という主旨の意見)
検証会結果	施工監理業務の委託を行おうとしたが、工事の着手に至らなかつたため、委託できなかつた。

工事監理	検証項目【26】
検証を行う項目	周南市は、設置計画書（案）に関する中国総合通信局からの指摘事項について、日本無線に対して見解を明らかにしていない 【22 関連】
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私は内部検証結果の①と②は、逆のほうが良いと思う。</li> <li>・市は「検収」をしているので、中国総合通信局からの指摘事項について実施設計を行なった中国電通技研に協議・協力をお願いしたが出されでこなかつた。</li> <li>・中国総合通信局からの指摘事項については、9月29日に既に協議を行い、資料も交付している。それを踏まえて日本無線側が、机上シュミレーションを行い、中国総合通信局との協議を行い、設置計画書の提出を行なうということで、検討が済んでいる事項である。問題ないということで。ここでは、中国電通技研がどうのこうのは言わぬほうがいい。</li> </ul>
検証会結果	<p>①中国総合通信局からの指摘事項については、9月29日の協議により、日本無線側が中国総合通信局との協議を行い、設置計画書の提出を行うこととなっている。</p> <p>②周南市は指摘事項について、平成23年1月19日付け文書において、再度確認を行っている。</p>

工事監理	検証項目【27】
検証を行う項目	工事施工において、既設消防無線の回線停止とバックアップについては、どう対応することとしていたのか 【11 関連】
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容的には問題ない</li> <li>・バックアップについては、当初設計で問題はない。どうしてもできなかつたということではない。</li> <li>・バックアップについては、設計図書に基づいて、具体的な施工方法を決定することが、可能。バックアップは、具体的に、決まってなかつたのではないかということだが、設計図書としては問題ない。設計図書に基づいて、提案すれば良かった。</li> </ul>
検証会結果	工事施工における回線停止とバックアップについては、日本無線が設計図書に基づいて施工方法・実施方法を決定し、周南市に協議・提案すべき内容である。

工事監理	検証項目【28】
検証を行う項目	周南市は、工事を進めるために必要な現地調査を控えるよう指示している
検証会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本無線が、解除通知に書くほどのものではない。</li> <li>・文書による正式な依頼はなかったことを記載。</li> </ul>
検証会結果	消防施設への現地調査について、消防本部から日本無線に対し、文書による調査依頼を求めたが、日本無線から文書による正式な依頼はなかった。